



平成 26 年 6 月 27 日

海事局 船員政策課

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

## 第 103 回国際労働総会における海上労働条約のコード改正について

## &lt;概要&gt;

海上労働条約の規範部の改正が採択・可決され、承認された。

第 103 回国際労働総会が平成 26 年 5 月 28 日（水）から 6 月 12 日（木）までの間、国際労働機関本部（スイス・ジュネーブ）で開催されました。

当該総会においては、2014 年 4 月に開催された ILO 海上労働条約特別三者委員会において採択・可決された海上労働条約規範部の改正の承認について採択され、賛成多数により可決されました。

承認された規範部の改正内容は、「船員の送還及び船員の死傷病に関する船舶所有者の金銭上の保証等」についてです。

具体的には、船員が外地に置き去られた場合等において、当該船員を送還させるための費用を補償するための社会保障制度等を確保すること等を加盟国に求めるもの及び船舶所有者が船員の職業上の死傷病に対する補償を確保するため、金銭上の保証を提供する際に、契約上の補償は全額を遅滞なく支払うこと等の要件を満たすこと等を加盟国に求めるものとなります。

これにより、当該改正が国際労働事務局長から批准加盟国（※）に通報されてから 2 年間の異議通告期間中に、批准加盟国総数の 40%を超える批准加盟国であって、批准加盟国の商船舶腹量（総トン数）の 40%以上となるものから正式な異議通告を国際労働事務局長が受領しない限り、当該改正は受諾されたものとみなされ、さらにその 6 月後に当該改正は発効することとなります。

※ 我が国を含む 61 か国（2014 年 6 月 26 日現在）